

東金市下水道事業審議会関係条例及び規則

○東金市下水道事業の設置等に関する条例（審議会関係条文抜粋）

（審議会）

第4条の2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、下水道事業の適正な運営を図るため、東金市下水道事業審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、委員10人以内で組織する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

○東金市下水道事業審議会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、東金市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年東金市条例第15号）第4条の2第1項に規定する東金市下水道事業審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（審議事項）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、下水道事業の運営に関する事項について審議し、意見を答申するものとする。

（組織）

第3条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 使用者の代表者

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が選任されるまでの間に開催される会議については、市長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、都市建設部下水対策課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。